

資源回復・漁場生産力強化事業実施要領

20水漁第2749号
平成21年4月1日
水産庁長官通知
改正 21水推第290号
平成21年5月29日
21水推第1285号
平成22年3月31日

第1 資源回復・漁場生産力強化事業

水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2の（2）の資源回復・漁場生産力強化事業については、次の第2から第7に定めるところによるものとする。

第2 資源回復・漁場生産力強化推進事業

実施要綱第3の2の（2）のアの資源回復・漁場生産力強化推進事業については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業の内容

実施要綱第2の規定に基づき選定された事業主体（以下「事業主体」という。）又は実施要綱第3の2の（2）の規定に基づき選定された補助事業者（以下「補助事業者」という。）は次に掲げる事業を行うものとする。

（1）資源回復・漁場生産力強化事業評価委員会の設置・運営

ア 事業主体又は補助事業者は、関係団体の代表者、学識経験者等により構成される資源回復・漁場生産力強化事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

イ 評価委員会は、第1の事業を実施するための基本的な事項について審議する。

ウ 評価委員会は、漁業者等地域活動計画（漁業者グループが輪番制休漁等を導入する協定等を締結し、休漁者が漁場保全活動を通じた資源回復や漁場生産力向上の取組を実施するための計画。以下「地域活動計画」という。）の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、次の要件がすべて満たされていると認められるときは、これを認定する。認定された地域活動計画を変更する場合も同様とする。

（ア）漁業者グループ（動力漁船を使用する漁業者又は漁業従事者（乗組員に限る。）で原則として5名以上で、かつ、複数の漁業経営体で構成されるグループをいう。なお、同時期において、この事業にかかる他のグループに重複して所属していないものとする。）による取組であること。

（イ）輪番制休漁等を行うことが、漁業者グループ内の協定等により担保されていること。

- (ウ) (イ) の輪番制休漁等を行う場合の休漁者が、資源回復・漁場生産力向上の取組（植樹・魚付林の整備、藻場・干潟の整備、種苗の放流、産卵場・育成場の整備、漂流・漂着ゴミ等の除去、密漁監視の他、別途協議の上、水産庁長官が認めた取組をいう。）を実施するものであること。
- (エ) 地域活動計画における取組は、次のいずれかの要件を満たすものであること。
- a 漁業者グループ全体で漁業用燃油使用量の10%以上を削減することが見込まれること（以下「省エネタイプ」という）。
 - b 漁場生産力が3%以上向上することが見込まれること（以下「生産力向上タイプ」という）。
 - c 漁業者（動力漁船を使用する漁業者又は漁業従事者（乗組員に限る。))以外の者を5名以上参加させること（以下「地域住民参加・雇用創出タイプ」という）。
- (2) 計画策定・実施に関する指導、助言等
- ア 事業主体又は補助事業者は、地域活動計画を策定して、資源回復・漁場生産力向上の取組を行おうとする漁業者グループを支援するため、相談窓口を設けるとともに、地域における説明会の開催等を行うことができる。
- イ 事業主体又は補助事業者は、地域活動計画の策定及び実施のため、専門家の派遣等の支援を行うことができる。
- ウ 事業主体又は補助事業者は、地域活動計画による取組の実施状況について、必要に応じて調査を行い、当該地域活動計画に従って取組が実施されていないと認められるときには、改善を命令することとし、改善がなされない場合には、水産庁長官と協議の上、当該地域活動計画の認定を取り消すものとする。
- (3) 成果の普及啓発
- 事業主体又は補助事業者は、第1の事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努めるものとする。
- ## 2 手続等
- (1) 評価委員会の設置
- 事業主体又は補助事業者は、評価委員会を設置するものとする。
- (2) 事業実施計画の作成及び承認
- 事業主体又は補助事業者は、別記様式第1号により、事業年度ごとに資源回復・漁場生産力強化推進事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請（補助事業者の場合は、事業主体を経由）し、その承認を受けるものとする。当該事業実施計画の変更（経費の配分計画の事業に要する経費の欄に掲げる経費の相互間における増減が3割を超える場合に限る。）についても同様とする。
- (3) 地域活動計画の認定の通知
- 評価委員会が、地域活動計画について、1の(1)のウによる認定を行ったときは、事業主体又は補助事業者は申請者に対してその旨を通知するものとする。当該地域活動計画の変更についても同様とする。
- (4) 事業実施の報告
- 事業主体又は補助事業者は、別記様式第2号によりこの事業の実施報告書を作成

し、事業終了後速やかに水産庁長官あて提出（補助事業者の場合は、事業主体を経由）するものとする。

（５）助成金の交付

事業主体が補助事業者を選定した場合の補助事業者への助成金の交付は、以下によるものとする。

ア 補助事業者は、２の（２）により事業実施計画の承認を受けた場合には、事業主体に対して別記様式第３号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。

イ 事業主体は、アの助成金の交付申請について、その内容を確認し、妥当と認めるときは、補助事業者に対して別記様式第４号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

ウ 補助事業者は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第５号の概算払請求書により請求するものとする。

エ 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

オ 補助事業者は、事業終了後、別記様式第６号の精算払請求書により、事業主体に助成金の交付を請求するものとする。

カ 事業主体は、（４）の事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第７号により補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

キ 水産庁長官は、必要と認めるときは、事業主体又は補助事業者に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、（２）の承認を取り消すことができるものとする。

３ 助成対象経費及び助成水準

助成金の対象となる経費及び助成水準は、予算の範囲内において、別表１のとおりとする。

第３ 漁業者等地域活動事業

実施要綱第３の２の（２）のイの漁業者等地域活動事業については、以下に定めるところによるものとする。

１ 事業の内容

事業主体又は補助事業者は、次に掲げる事業を行う漁業協同組合及び漁業協同組合連合会（以下「漁協等」という）に対して、これらの事業に必要な経費について助成金を交付する。

（１）漁業者グループが認定を受けた地域活動計画に基づく資源回復・漁場生産力向上の取組を行うのに必要な経費の助成

（２）（１）の取組の実施状況の管理

２ 手続等

(1) 地域活動計画の策定

- ア 漁協等は、別記様式第8号により、地域活動計画を策定し、これを事業主体又は補助事業者に応請し、第2の1の(1)のウの認定を受けるものとする。
- イ 漁協等は、認定を受けた地域活動計画を変更しようとする場合には、変更後の地域活動計画を事業主体又は補助事業者に応請し、評価委員会の認定を受けなければならない。

(2) 事業実施計画の作成及び承認

- ア 漁協等は、別記様式第8号により、漁業者等地域活動の事業実施計画を作成の上、事業主体に応請(補助事業者が選定されている場合は、補助事業者を経由)し、承認を受けるものとする。ただし、この事業実施計画は(1)のアの地域活動計画と同時に申請するものとする。計画の変更(経費の配分計画の事業に要する経費の欄に掲げる経費の相互間における増減が3割を超える場合に限り。)についても同様とする。
- イ 事業主体は、アにより事業実施計画の承認を行った場合には、漁協等に対してその旨を通知(補助事業者が選定されている場合は、補助事業者を経由)するとともに、水産庁長官に報告するものとする。

(3) 事業実施の報告

- ア 漁協等は、別記様式第9号により、漁業者等地域活動事業の実施報告書を作成し、事業終了後速やかに事業主体又は補助事業者に提出するものとする。
- イ 事業主体又は補助事業者はアの事業実施報告を取りまとめの上、別記様式第10号により水産庁長官に提出(補助事業者の場合は、事業主体を経由)するものとする。

(4) 助成金の交付

ア 補助事業者への交付

事業主体が補助事業者を選定した場合の補助事業者への助成金の交付は、以下によるものとする。

- (ア) 補助事業者は、(2)のアにより漁業者等地域活動事業の実施計画の承認を受けた場合には、事業主体に対して別記様式第11号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。
- (イ) 事業主体は、(ア)の助成金の交付申請について、その内容を確認し、妥当と認めるときは、補助事業者に対して別記様式第12号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (ウ) 補助事業者は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第13号の概算払請求書により請求するものとする。
- (エ) 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (オ) 補助事業者は、事業終了後、別記様式第14号の精算払請求書により、事業主体に助成金の交付を請求するものとする。
- (カ) 事業主体は、(3)のイの事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第15号により補助事業者に通知す

るとともに、助成金を交付するものとする。

- (キ) 事業主体は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、水産庁長官と協議の上、(2)のアの承認を取り消すことができるものとする。

イ 漁協等への交付

- (ア) 漁協等は、事業主体又は補助事業者に対して別記様式第8号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。ただし、この交付申請は第3の2の(1)のアの地域活動計画及び第3の2の(2)のアの事業実施計画と同時に提出するものとする。
- (イ) 事業主体又は補助事業者は、(ア)の助成金の交付申請について、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該漁協等に対して別記様式第16号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (ウ) 漁協等は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、事業主体又は補助事業者に対して別記様式第17号の概算払請求書により請求するものとする。
- (エ) 事業主体又は補助事業者は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (オ) 漁協等は、事業終了後、別記様式第18号の精算払請求書により、事業主体又は補助事業者に助成金の交付を請求するものとする。
- (カ) 事業主体又は補助事業者は、(3)のアの事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第19号により漁協等に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- (キ) 事業主体又は補助事業者は、漁協等に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、漁協等に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。
- (ク) 事業主体又は補助事業者は、必要と認められるときには、漁協等に対して、この事業の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。なお、この指示にもかかわらず、当該事業の運営が改善されない場合には、水産庁長官と協議の上、(2)のアの承認を取り消すことができるものとする。

3 実施状況の管理

- (1) 事業主体又は補助事業者は、必要に応じ現地に出向き、漁協等を指導、監督し、実施状況の管理を行うものとする。
- (2) 漁協等は、漁業者グループに対し、地域活動計画に基づく取組が確実に実施されるよう指導、監視を行う等、実施状況の管理を行うものとする。
- (3) 漁協等は、(2)の実施状況の管理に当たっては、現地確認を行うとともに、取組の実施状況を確認した写真を撮影し、別記様式第20号の確認書を作成するものとする。

4 助成対象経費及び助成水準

助成金の対象となる経費及び助成水準は、予算の範囲内において、別表2のとおり

とする。

なお、助成金の対象となる経費から助成金を控除した金額について、地方公共団体はその2分の1以内を負担するものとする。

ただし、地方公共団体が支払いの意思表示をしない場合はその限りではない

第4 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

第5 事務手続き等に関する規程

1 事業主体及び補助事業者は、本事業の実施にあたり、事務手続き等に関する規程を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 事業主体は、第2の1の(1)のウの地域活動計画の審査基準を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

附 則 改正前の規定において行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

別表 1

助成対象経費	経費の具体的内容	助成水準
旅費	委員等出席旅費、指導・調査旅費、連絡旅費	定 額
謝金	委員等謝金	
賃金	事務補助員雇用賃金	
印刷費	資料等印刷費	
会議費	茶菓等購入費、会場借料等	
通信運搬費	郵送料、電話料、振込手数料等	
賃借料	自動車、パソコン等賃借料	
消耗品費	消耗品購入費	
その他の経費	水産庁長官が特に認めたもの	

別表 2

1. 漁業者グループによる資源回復・漁場生産力向上の取組に係る経費

助成対象経費	経費の具体的内容	助成水準
人件費	労務手当	定額（付表の各区分に応じた単価により算定された額）
船舶借料	船舶の借料	
燃料費	船舶の運航に要した重油、軽油等の油代	定額（実績（購入）価格の1/2相当額）
旅費	交通費	
苗木代	植樹のための苗木購入代	
種苗代	放流、藻場造成等のための種苗購入代	
廃棄物処理代	回収ゴミの処理に要した経費	
賃借料	自動車等賃借料	
資材費	取組実施に要した資材費	
雑費	消耗品購入費等	
その他の経費	水産庁長官が特に認めたもの	

2. 1の取組の実施状況の管理に係る指導・監視経費

助成対象経費	経費の具体的内容	助成水準
賃金	指導・監視員雇用賃金	定 額
旅費	交通費	
写真代	写真フィルム購入代、写真現像代	
印刷費	資料等印刷費	
賃借料	自動車等賃借料	
雑費	消耗品購入費等	
通信運搬費	郵送料等	
その他の経費	水産庁長官が特に認めたもの	

付表

【人件費】

区分	人件費単価（日・1人）
1日4時間	6,200円
1日8時間	12,400円
その他	水産庁長官が特に認めた額

【船舶借料】

トン数区分（新トン数）	船舶借料単価（日・1隻）
15トン未満	21,000円
15トン以上30トン以下	25,000円
31トン以上40トン以下	54,000円
41トン以上55トン以下	60,000円
56トン以上75トン以下	63,000円
76トン以上	92,500円

別記様式第1号

資源回復・漁場生産力強化推進事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(申請者が補助事業者の場合は事業主体経由)

住 所
事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 ㊟

資源回復・漁場生産力強化推進事業の実施計画を下記のとおり策定したので、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 目的及び概要

2. 事業計画

(1) 評価委員会開催計画

開催時期	協議内容	備考

(2) 計画策定・実施に関する指導、助言等の実施計画

実施時期	実施内容	備考

(3) 成果の普及啓発の実施計画

実施時期	実施内容	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業に要する経費	助成金の額	備考
合 計			

4. その他

資源回復・漁場生産力強化推進事業実施報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(報告者が補助事業者の場合は事業主体経由)

住 所
事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 ㊤

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇水〇第〇〇号で承認のあった資源回復・漁場生産力強化推進事業について、下記のとおり実施したので、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号）第2の2の（4）の規定に基づき報告する。

記

1. 事業の実施概要

2. 事業内容

(1) 評価委員会開催実績

開催時期	協議内容	備考

(2) 計画策定・実施に関する指導・助言等の実施実績

実施時期	実施内容	備考

(3) 成果の普及啓発の実施実績

実施時期	実施内容	備考

3. 経費の配分実績

経費区分	事業に要した経費	助成金の額	備考
合 計			

4. その他

別記様式第3号

資源回復・漁場生産力強化推進事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者の氏名 殿

住所
補助事業者名
代表者氏名 ㊤

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水〇第〇〇〇〇号で承認のあった資源回復・漁場生産力強化推進事業に係る助成金について、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第2の2の（5）のアの規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払	備 考
合 計	円	有・無	

※概算払有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

別記様式第4号

資源回復・漁場生産力強化推進事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

事業主体名
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった貴〇〇が行う資源回復・漁場生産力強化推進事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第2の2の（5）のイの規定に基づき通知します。

別記様式第5号

資源回復・漁場生産力強化推進事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名 ㊤

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払いされたく、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第2の2の（5）のウの規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第6号

資源回復・漁場生産力強化推進事業精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇水〇第〇〇〇号で承認のあった本〇〇が行った資源回復・漁場生産力強化推進事業について、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第2の2の（5）のオの規定に基づき、精算額として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第7号

資源回復・漁場生産力強化推進事業の助成金の額の確定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
事業主体名
代表者氏名 ㊟

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で提出のあった資源回復・漁場生産力強化推進事業実施報告書の内容を確認した結果、資源回復・漁場生産力強化推進事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

漁業者等地域活動計画認定申請書
漁業者等地域活動事業実施計画承認申請書
漁業者等地域活動事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 殿

住所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊦

下記1から4のとおり漁業者等地域活動計画及び漁業者等地域活動事業実施計画を策定したので、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（1）のA及び（2）のAの規定に基づき承認を申請する。

なお、承認のうえは、下記5、6のとおり同実施要領第3の2の（4）のイの（ア）の規定に基づき、漁業者等地域活動事業助成金の交付を申請する。

記

1. 目的
2. 事業計画
 - (1) 漁業者等地域活動計画
別紙のとおり
 - (2) 実施状況の管理計画

実施時期	実施内容	実施にかかる経費の積算	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業に要する経費	助成金の額	備考

4. その他

5. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払	備考
合計	円	有・無	

※概算払有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を記載すること。

6. 振込先

漁業者等地域活動計画認定申請書

[省エネタイプ・生産力向上タイプ・地域住民参加・雇用創出タイプ] (該当要件に○を記入)

漁業者グループ名	
----------	--

(漁業者グループごとに記入)

1. 地域及び漁業の概要
2. 漁場等の状況及び問題点
3. 期待される効果及びその根拠
4. 活動計画の具体的内容

グループ構成	漁業種類	漁船名	実施内容			
			区分			
			休漁日数			
			公休	輪番等休漁	その他の休漁	計
			C	D	E	F
(代表者名)			日	日	日	日
(構成員名)						
合計						

事業内容	参考				備考
取組の内容	過去の実績			本取	
タイプ別取組目標	出漁日数	燃油消費量	1日あたり燃油消費量	組期間中の燃油削減見込量	
			M	N	
(削る)	日	リットル	リットル	リットル	

5. その他参考事項

(記載要領及び添付書類等について：裏面参照)

【裏面】

記載要領及び添付書類等について

(記載要領)

A:計画の全体期間を記入（記入例：○年○月○日～○年○月○日）。

B:Aの期間中における出漁予定日数を記入。

C:Aの期間中における公休日（従来から漁協等で取り決めている休漁日）
の日数を記入。

D:Aの期間中において予定している輪番等休漁日数を記入。

E:Aの期間中におけるC・D以外の休漁予定日数を記入。

F:C～Eの合計を記入。

G:BとFの合計を記入。

H:Jの資源回復・漁場生産力向上の取組を実施する日数を記入。

I:Jの資源回復・漁場生産力向上の取組を実施する人数を記入。

J:資源回復・漁場生産力向上の取組内容を記入（記入例：藻場・干潟の整備、海岸清掃、植樹・魚付き林の整備、海底清掃、漁場監視等）。

K:Jの取組にかかる経費の積算を概算で記入。

L:1.【省エネタイプを選択した場合】 $D \div (B + D) \times 100$ の計算式で求めた数値（小数点以下第1位まで）を記入。

また、M～Pについて以下のとおり記載。

M:取組を実施する前年のAと同じ期間中における出漁日数を記入。

ただし、前年の実績が例年と著しく異なる事由がある場合等については、適当と考えられる年の実績としても差し支えない（その際、使用した年及びその理由を備考欄に記入）。

N:Mの期間中における燃油消費量を記入。

O: $N \div M$ の計算式で求めた数値（小数点以下第1位まで）を記入。

P: $D \times O$ の計算式で求めた数値を記入。

2.【生産力向上タイプを選択した場合】(目標指標－現在指標)÷現在指標×100の計算式で求めた数値（小数点以下第1位まで）を記

入。

3. 【地域住民参加・雇用創出タイプを選択した場合】 参加する漁業者以外の人数を記入。

(添付書類)

【各タイプ共通】

1. 漁業者グループ間で締結した協定等の写し。
2. 漁船登録を証明する書類。
3. 公休日（C欄）を証明する書類の写し。
4. その他参考となる資料。

【生産力向上タイプを選択した場合】

5. 目標指標、現在指標が分かる資料。

【地域住民参加・雇用創出タイプを選択した場合】

6. 漁業者以外の者が5名以上参加（参加延べ人数は漁業者の参加延べ人数を超えない範囲とする。）することを証明する資料。

漁業者等地域活動事業実施報告書

番 号
年 月 日

事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 殿

住所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で承認のあった漁業者等地域活動事業について、下記のとおり実施したので、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（3）のアの規定に基づき報告します。

記

1. 概要

2. 実施内容

- (1) グループ名
- (2) 漁業者等地域活動実施報告
- (3) 実施状況の管理

実施時期	実施内容	実施にかかった経費の積算	備考

3. 経費の配分実績

経費区分	事業に要した経費	助成金の額	備考

4. その他

5. 添付書類

(1) 事業に要した経費の証明書類（領収書等）

(2) 別記様式第20号の確認書

(3) その他参考資料

} 写し

別紙

漁業者等地域活動実施報告書

漁業者グループ名

(漁業者グループごとに記入)

1. 活動計画に基づく取組の実施内容

グループ構成	漁業 種類	漁 船 名	実施内容			
			区分			
			休漁日数			
			公休	輪番 等休 漁	その 他の 休漁	計
			C	D	E	F
(代表者名)			日	日	日	日
(構成員名)						
合計						

事業内容 取組の内容	参考				備考
	過去の実績			本取 組期 間中 の燃 油削 減見 込量	
タイプ別 取組目標	出漁 日数	燃油 消費 量	1日 あたり燃 油消費 量		
L	M	N	O	P	
(削る)	日	リットル	リットル	リットル	

2. その他参考事項

(記載要領等)

A:取組を実施した全体期間を記入(記入例:○年○月○日～○年○月○日)。

B:Aの期間中における出漁日数を記入。

C:Aの期間中における公休日(従来から漁協等で取り決められている休漁日)の日数を記入。

D:Aの期間中における輪番等休漁日数を記入。

E:Aの期間中におけるC・D以外の休漁日数を記入。

F:C～Eの合計を記入。

G:BとFの合計を記入。

H:Jの資源回復・漁場生産力向上の取組を実施した日数を記入。

I:Jの資源回復・漁場生産力向上の取組を実施した人数を記入。

J:実施した資源回復・漁場生産力向上の取組内容を記入(記入例:藻場・干潟の整備、海岸清掃、植樹・魚付林の整備、海底清掃、漁場監視等)。

K:Jの取組にかかった経費を記入。

L:漁業者等地域活動計画認定申請書のL欄の取組後の数値を記入。

M:漁業者等地域活動計画認定申請書のM欄と同じ数値を記入。

N:漁業者等地域活動計画認定申請書のN欄M欄と同じ数値を記入。

O:漁業者等地域活動計画認定申請書のO欄M欄と同じ数値を記入。

P:D×Oの計算式で求めた数値(小数点以下第1位まで)を記入。

漁業者等地域活動事業実施報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(報告者が補助事業者の場合は事業主体経由)

住所
事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 ㊦

漁業者等地域活動事業の実施報告について、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領(平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知)第3の2の(3)のイの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 概要

2. 実施内容

(1) 漁業者等地域活動実施報告

別紙のとおり

(注) 漁協等から提出のあった漁業者等地域活動実施報告書を添付すること。

(2) 実施状況の管理

実施時期	実施内容	実施にかかった経費の積算	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業に要した経費	助成金の額	備考

4. その他

漁業者等地域活動事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者の氏名 殿

住所
補助事業者名
代表者氏名

漁業者等地域活動事業に係る助成金について、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（4）のアの（ア）の規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払	備 考
合 計	円	有・無	

※概算払有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を記載すること。

2. 振込先

別記様式第12号

漁業者等地域活動事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
事業主体名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった漁業者等地域活動事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（4）のアの（イ）の規定に基づき通知します。

漁業者等地域活動事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（4）のアの（ウ）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第14号

漁業者等地域活動事業精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者の氏名 殿

住 所
補助事業者名
代表者氏名 ㊦

漁業者等地域活動事業について、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（4）のアの（オ）の規定に基づき、精算額として金〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第15号

漁業者等地域活動事業の助成金の額の確定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者の氏名 殿

住所
事業主体名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴〇〇から提出のあった漁業者等地域活動事業実施報告書の内容を確認した結果、漁業者等地域活動事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

別記様式第16号

漁業者等地域活動事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者の氏名 殿

住 所
事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった漁業者等地域活動事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（4）のイの（イ）の規定に基づき通知します。

漁業者等地域活動事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体又は補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊤

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（4）のイの（ウ）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (a)-(b+c)	備 考

漁業者等地域活動事業精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体又は補助事業者名
代表者の氏名 殿

住 所
〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者氏名 ㊤

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で承認のあった漁業者等地域活動事業について、資源回復・漁場生産力強化事業実施要領（平成21年4月1日付け20水漁第2749号水産庁長官通知）第3の2の（4）のイの（オ）の規定に基づき、精算額として金〇〇〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a)-(b+c)	備 考

別記様式第 19 号

漁業者等地域活動事業の助成金の額の確定通知書

番 号
年 月 日

〇〇漁業協同組合（連合会）
代表者の氏名 殿

住所
事業主体又は補助事業者名
代表者氏名 ㊦

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で提出のあった漁業者等地域活動事業実施報告書の内容を確認した結果、漁業者等地域活動事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

確 認 書

現地確認日	平成 年 月 日
現地確認者	所属： 氏名： ㊟
現地確認立会人	氏名： ㊟

下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1. 漁業者グループ

漁業者グループ名	
班 名	班 (回目)
責 任 者 名	

2. 漁業者等地域活動（資源回復・漁場生産力向上に関する取組）

確認する事項	適否	備 考

3. その他参考事項

取組の実施状況を確認した写真

写 真 貼 付 場 所

- (注) 1 原則として、取組を実施する単位（班）ごとに作成する。
- 2 現地確認立会人は、原則として当該班の責任者とする。
- 3 2の表の「確認する事項」は、現地確認において、確認すべき事項を記載する。
- 4 2の表の「適否」は、「確認する事項」ごとに実施状況を確認のうえ記載する。
備考には否と判定した理由を具体的に記入する。
- 5 現地確認日ごとに取組の実施状況を撮影した写真を1枚貼付する。